

平成26年4月

各 位

愛知県中央信用組合

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当組合におきまして下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事態を招き、組合員の皆様をはじめ、お取引を頂いているお客様、関係各位の方々に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事 故 者 | 当組合元職員（56歳・男性・支店長） |
| (2) 事件の概要 | 事故者は、取引先Aの関係者であるBが使用する資金であることを知りながら、平成19年6月29日に取引先Aを借主として融資金額130,000,000円の手形貸付を実行したものです。 |
| (3) 発 覚 日 | 平成25年12月10日 |
| (4) 発覚の経緯 | 取引先Aによる不正融資（融通手形）に係る調査を行った当組合の顧問弁護士より、元職員の融資姿勢に問題があったとの意見書が提出され、当組合内部で調査・検討した結果、不祥事件に該当する不適切な融資であると認定いたしました。 |
| (5) 発 生 時 期 | 平成19年6月29日～平成25年12月10日 |
| (6) 事 故 金 額 | 130,000,000円（被害額 128,000,000円） |

2. 関係機関への届出等

事件発覚後、速やかに東海財務局へ報告・届出を行いました。また、警察への通報を行っております。

今後、刑事告訴および損害賠償請求を予定しております。

3. 関係者の処分

当該元職員については、平成25年12月13日付で懲戒解雇としました。

その他の関係役職員については、経営責任、管理・監督責任の所在を明らかにし、当組合の内部規定に則り厳正な処分を行います。

4. 再発防止策

今回の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、このような事態が二度と発生しないよう再発防止策を策定し、法令等遵守態勢と内部管理態勢の充実・強化を図り、信頼回復に向け役員一丸となって全力で取組んでまいります。

5. 本件に関するお問い合わせ先

愛知県中央信用組合 お客様相談室

電話番号 0120-555-704（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時から午後5時（土日・祝日等休業日を除く）

以上